



公共債・公社債投資信託に係る 税制が変わりました!

上場株式等(国内株式投資信託を含みます)との損益通算が可能となりました!

	現在の税制	(ご参考) 2015年12月未までの 税制
公共債の <u>利子</u> 公社債投資信託の <u>分配金</u>	20.315% 申告分離課税 に統一	源泉分離課税 20.315%
公共債の <u>償還益</u>		総合課税(雑所得) 累進税率
公共債・公社債投資信託の <u>売却益</u>		非課税
上場株式等との <u>損益通算</u> および <u>売却損(償還損を含む)の繰越</u>	可能 [※]	不可

※確定申告により損益通算が可能となりました。

特定口座(源泉徴収あり)であれば、口座内で損益通算が行われ、原則として確定申告が不要となりました。

売却損(償還損を含む)は確定申告をすることで翌年3年間繰越が可能となりました。

※標記の税率20.315%の内訳は、所得税15.315%(復興所得税0.315%含む)、住民税5%です。

主な改正点

- 1 公共債・公社債投信の**売却益が課税対象**になりました。
- 2 公共債・公社債投信について**特定口座での管理が可能**になりました。
- 3 公共債・公社債投信の利子や分配金、売買や償還に係る損益が、上場株式等の売却損益や配当金等と**通算**できるようになりました。



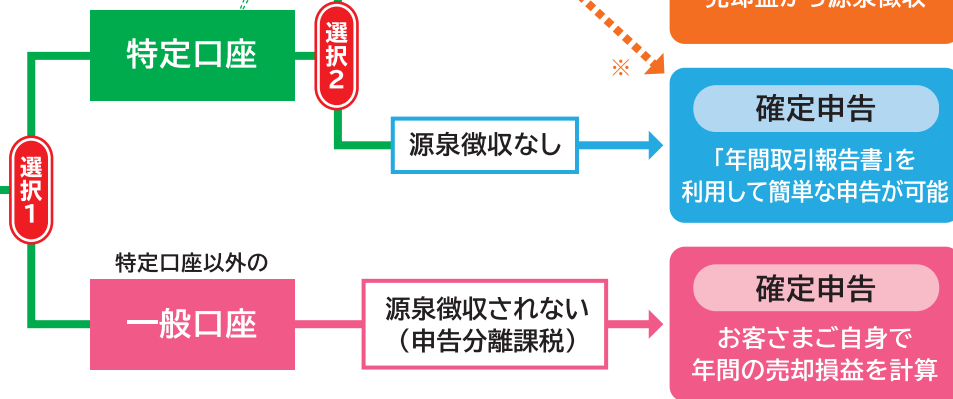
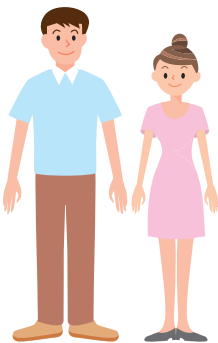
上記は、作成時期における法令その他の情報に基づき作成しており、今後変更となる可能性があります。

※特定口座の開設等に係る手続きにつきましてはお近くの支店にてご相談ください。

〈ひろぎん〉の特定口座とは？

特定口座の仕組み

個人のお客さま



選択1 「特定口座」を選択された場合、広島銀行がお客さまに代わって売却損益を計算します。

選択2 「源泉徴収あり」を選択された場合、確定申告が不要となります。(必要に応じて確定申告も可能です。)

「配当通算制度の適用を受ける」を選択された場合は、公共債等の利子等と上場株式等の売却損等との通算が自動で行われます。

「源泉徴収なし」を選択された場合、広島銀行が作成する「年間取引報告書」を利用することで、確定申告が簡単になります。

公共債についてのご注意

【公共債のリスク】

- 金利の変動等による債券価格の下落により、償還前に売却する場合には投資元本を割り込むことがあります。(個人向け国債は金利の変動による債券価格の変動はありません)
- 発行体の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

【公共債取引に係る諸費用】

- 公共債を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。

直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.79685

投資信託についてのご注意

【投資信託のリスク】

- 投資信託は、株式や債券等、有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むことがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- 投資信託の基準価額の変動要因としては、ファンドごとにさまざまな「リスク」があります。
- ※ファンド毎にリスクは異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【投資信託取引に係る諸費用】

- 投資信託のお申込時にはお申込手数料(基準価額に対し最大3.30%〔税込/1万口あたり〕)、運用期間中には信託報酬(信託財産の純資産総額に対し最大2.254%〔税込〕)やその他費用を間接的にご負担いただくほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、換金に際して所定の手数料や信託財産留保額(換金時の基準価額に対し最大1.0%)などをご負担いただく場合があります。

※ファンド毎に手数料等は異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他の重要事項

- 公共債・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- 広島銀行で販売する公共債・投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 利子支払期日の10営業日前から利子支払期日の前営業日までの間は、中途換金の約定はできません。
- 個人向け国債は、中途換金ができない期間等の制限があります。詳しくは、契約締結前交付書面をご覧ください。
- 公共債をご購入の際は、契約締結前交付書面の内容をよくお読みください。
- 投資信託をご購入の際は、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託のお申込みにあたって」の内容をよくお読みください。
- ※お客さまが暴力団員、暴力団関係者、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、申込を受付することはできません。
- ※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先
(ひろぎん)の窓口
または

(ひろぎん)ダイレクトマーケティングセンター
0120-140-279

【受付時間】平日/9:00~17:00
(ただし、土・日・祝休日、および大晦日・正月3日は除く)

フリーダイヤルをご利用いただけない場合は 082-544-1557 (通話料はお客さま負担となります)

(ひろぎん)ホームページ
ひろぎん



(ひろぎん)
公式アプリ

